

## 自社の産業廃棄物の保管届に係る添付書類

保管届出書類	留意事項	廃掃法	市条例
委任状(A4判)	行政書士等に委託する場合は必ず必要		
保管届出書(法定様式第2号の4・市条例第1号様式)			
法人の商業登記簿謄本	発行日より3ヶ月以内のもの。法人の場合のみ。	-	
住民票(本籍地記載)、外国人登録証明書(登録番号記載)	発行日より3ヶ月以内のもの。個人の場合のみ。	-	
保管を行う土地及びその周辺の見取り図	住宅地図のコピー等		
保管を行う土地の登記簿謄本			
保管を行う建屋の登記簿謄本	建屋で保管を行う場合		-
保管をする土地の使用権原を証する書類の写し	自社の土地でない場合は貸借契約書の写し、自社土地の場合は不要		
公図又は地積図	土地登記簿に対応したもの		
保管をする建屋の使用権原を証する書類の写し	自社の建屋でない場合は貸借契約書の写し、自社建屋の場合は不要		-
産業廃棄物の保管の状況を示す配置図	場内配置図		
保管施設図面(平面・立面・断面図)	寸法が記載されたもの		
保管容量計算書	保管施設ごとに保管量(体積及び面積)がわかるように		
搬出先の処分業者の許可証の写し及び処分委託契約書		-	
保管用地全体の概要がわかる写真		-	
保管しようとする産業廃棄物から汚水が生じる恐れがある場合、設置した排水溝その他設備及び保管用地の底面を覆う不浸透性の材料に関する書類		-	
保管する産業廃棄物の荷重が直接保管場所の囲いにかかる構造である場合は、その構造を明らかにする図面及び当該荷重に対して構造耐力上安全であることを証明する書類		-	

根拠条文	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項	尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第7条
対象行為	事業者自らが排出した建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管	事業者自らが排出した産業廃棄物の保管
対照規模	保管の用に供する面積が300㎡以上	保管の用に供する面積が100㎡以上
要件	屋内・屋外、共に対象	屋外のみ対象(屋内保管は届出不要)
届出時期	事前	事前
除外規定	(1) 産業廃棄物を排出する場所で行う保管 (2) 産業廃棄物処理業許可を受けて行う保管  (3) 産業廃棄物処理施設設置許可を受けて行う保管 (4) PCB特別措置法第8条の届出を行った場合におけるPCB廃棄物の保管	(1) 産業廃棄物を排出する場所で行う保管 (2) 産業廃棄物処理施設設置許可を受けた設置者が当該施設の敷地において行う保管 (3) 災害のために必要な応急措置としての保管
その他	災害のために必要な応急措置として保管を行う場合には事後14日以内に届出が必要	(1) 保管をする土地に産業廃棄物を搬入又は搬出する時は、届出者は運搬管理票を運搬者に交付し、運搬者は掲示する必要がある。 (2) 搬入搬出管理簿の記録、保管
保管基準	保管基準は廃掃法施行規則第8条の産業廃棄物保管基準が適用されるので、保管場所の掲示等が必要です。	

\* 廃掃法と市条例の両方の対象である保管の場合、両者の届出が必要であるが、産業廃棄物不適正防止条例に係る添付書類のうち、廃掃法に基づく届出と重複する添付書類は省略可能とする。